

愛知県公共土木設計業務等委託契約約款 新旧対照表

【新】	【旧】
<p style="text-align: right;">昭和48年 4月 1日施行 令和 7年 4月 1日一部改正 <u>令和 8年 4月 1日一部改正</u></p> <p>第1条～第48条 略</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第49条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項第一号に該当し、発注者が損害金を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）につき、遅延日数に応じ、<u>年3.0パーセント</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>6～8 略</p> <p>第50条 略</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 第32条第2項（第34条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて、遅延日数に応じ、<u>年3.0パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>第52条～第56条 略</p>	<p style="text-align: right;">昭和48年 4月 1日施行 令和 7年 4月 1日一部改正</p> <p>第1条～第48条 略</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第49条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項第一号に該当し、発注者が損害金を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）につき、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>6～8 略</p> <p>第50条 略</p> <p>(受注者の損害賠償請求等)</p> <p>第51条 略</p> <p>2 第32条第2項（第34条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて、遅延日数に応じ、<u>年2.5パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> <p>第52条～第56条 略</p>